



【災害時の避難に支援が必要な方へ】

災害時の“もしも”に備えて、
避難に必要な情報を地域で共有する

「避難行動要支援者避難支援制度」をご存じですか？



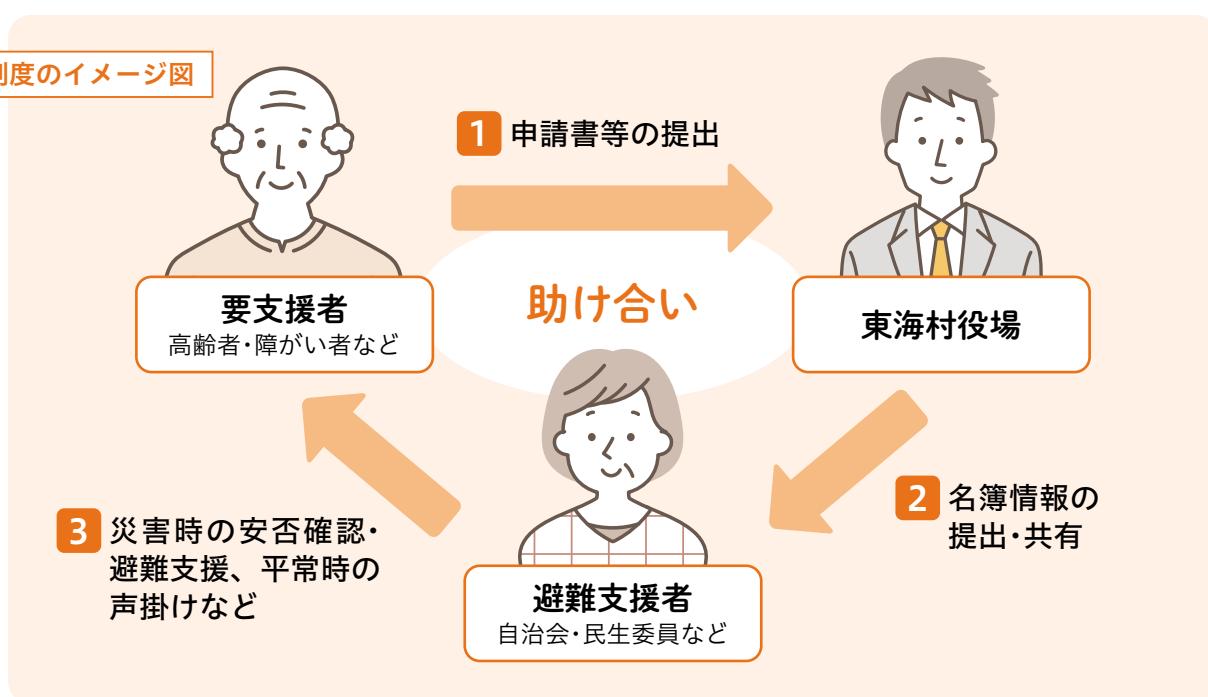
村では、在宅の高齢者や障がい者など、災害時に家族以外の方の支援が必要な「避難行動要支援者（以下、「要支援者」）」の名簿を作成しています。これは、災害が発生した際に、地域の協力を得て、要支援者をみんなで助ける仕組みを作るためのものです。

名簿の情報は自治会や民生委員・児童委員などと共有し、災害情報の提供や安否確認、避難誘導などの支援につなげます。名簿への登録を希望する方は、まずはお気軽にご相談ください。また、周囲に対象となる方がいる場合は、ぜひ情報をお寄せください。



▲村公式HP

制度のイメージ図



Q 名簿に登録できる人は？

災害時に、自力または家族の手助けだけでは避難所などへ行けない在宅の方で、次の①～⑤のいずれかに該当する場合に登録できます。

- ① 65歳以上の高齢者（要介護認定者や身体が弱っている方など）
- ② 身体障害者手帳（1級または2級）をお持ちで、△肢体不自由△聴覚障害・平衡機能障害△視覚障害——のいずれかに該当する方
- ③ 療育福祉手帳「Ⓐ、Ⓑ」をお持ちの方
- ④ 精神障害者保健福祉手帳（1級）をお持ちの方
- ⑤ ①～④に準ずる方（難病や小児慢性特定疾病の方、医療的ケアが日常的に必要な方、身体障がい者補助犬を同伴する身体に障がいのある方、65歳に満たない要介護認定者など）

Q 名簿に登録されるには？

民生委員・児童委員やケアマネジャーなどから情報提供があったときや、ご自身やご家族から申し込みがあった際に、村で状況を確認します。状況を確認後、対象となった場合にのみ登録となります。

Q 申し込み・問い合わせ先は？

申し込みは随時受け付けています。下記へご相談の上、申し込みください。
△①に該当する方は…地域福祉課高齢支援担当（☎ 282-1711 内線1135）
△②～④に該当する方は…総合相談支援課障がい福祉担当（総合福祉センター「絆」内 ☎ 287-2525）
※⑤に該当する方は、どちらでも相談できます。